

別紙 2

# 自主参加型国内排出量取引制度 第 2 期取引ルール

Ver.1 2006.12

環 境 省

本取引ルールは「平成 18 年度自主参加型国内排出量取引制度」において排出枠（Japan Allowance : JPA）等の取引を行う際のルールを定めたものである。なお、制度全体のルールについては別途、実施ルール（自主参加型国内排出量取引制度第 2 期実施ルール）を参照すること。

## 1. 参加方法

---

### (1) 参加者

「自主参加型国内排出量取引制度」への参加形態としては、目標保有参加者と取引参加者の2通りがある。

#### 目標保有参加者

目標保有参加者は、2006年度の「温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業」（以下「設備補助」という。）に応募し、採択された事業者を指す。目標保有参加者に対しては、基準年度排出量と削減目標から定まる初期割当量に応じた排出枠（後記「2. 取引・移転方法 (1)取引対象」を参照）が2007年4月に交付される。

#### 取引参加者

設備補助の交付を受けない事業者に対しては排出枠の交付はなされないが、そうした事業者も排出枠の取引を行うことを目的として、取引参加者として本制度に参加することができる。取引参加者は登録簿システムに口座を設けるとともに、排出枠の取引を行うことができる。

### (2) 登録簿システム

#### 口座の種類

排出枠の発行、保有、移転、償却等は、本制度用の登録簿システムにより記録される。登録簿システムには、以下の3種類の口座が設けられる。

- ・ 保有口座（目標保有参加者（=排出削減実施事業者）及び取引参加者が排出枠を保有するための口座）
- ・ 償却口座（排出枠提出義務を果たすため排出枠を償却するための口座）
- ・ 取消口座（自主的に排出枠を失効させるための口座）

保有口座の開設は、参加者が環境省に開設申請をすることにより行う。申請方法や口座開設後の登録簿システムの利用方法については、専用ウェブサイト（<http://vet.registry.go.jp>）のマニュアルを参照すること。

目標保有参加者に対する排出枠（初期割当量：JPA）の交付は、当該目標保有参加者の保有口座に環境省が排出枠を発行することにより行う。交付量については、「自主参加型国内排出量取引制度第2期実施ルール(以下「実施ルール」という。）」5.1(1)「排出枠の初期割当量（JPA）の交付」を参照のこと。

### 口座名義

保有口座は参加者毎に開設される。同一法人が複数の事業所において目標保有参加者として参加している場合には、それぞれの事業所毎に保有口座を開設する。

また、目標保有参加者のうち、複数の事業者が共同参加している場合は、排出枠を管理する事業者いずれか一者（任意）を口座管理者とし、口座名義は「口座管理会社（その他の事業者名）」という形式で登録する。

## 2. 取引・移転方法

---

### (1) 取引対象

本制度で取引の対象となるものは以下の通り。

- ・ 目標保有参加者に対し交付される初期割当量「JPA」(Japan Allowance)  
(コージェネレーションに対して発行される「コジェネクレジット」を含む。)
- ・ 京都議定書第 12 条に基づき行われるクリーン開発メカニズム(CDM)により発行される CER (Certified Emission Reduction) から変換し、発行される「jCER」

CER を本制度の目標遵守や取引のために利用するためには、参加者が京都議定書の下での国別登録簿内の自社保有口座から日本政府の保有口座へ CER を移転した上で、別途 jCER の発行を環境省に申請する必要がある。国別登録簿において政府保有口座への移転が確認された後、本制度の保有口座に同量の jCER が発行される。なお、CER の国別登録簿への移転は、2007 年 4 月以降に予定されているため、申請方法等詳細について別途定めることとする。

一度移転された jCER は、国別登録簿の自らの保有口座に戻す(再移転)ことはできない(CER の移転は不可逆的である)。

JPA と jCER の単位は t-CO<sub>2</sub> とし、等価取引できる。本ルールでは、JPA と jCER を「排出枠」と総称する。

### (2) 取引方法

排出枠の取引は参加者間の責任において自由に行うことができる。仲介業者を介する取引も、同様に当事者間の責任において行うことができる。

なお、参加者による円滑な取引を支援する目的から、事務局は電子取引システム(GHG-Trade.com)を利用した仲介サービスを希望する参加者に提供している。具体的なサービス内容は

- ・ 参加者間における標準契約の締結支援
- ・ 個別売買のマッチング

であり、決済については当事者間の責任で行うこととしている。(詳細については参加者に当該サービスに関するマニュアル「取引マッチングサービスのご案内」を後日配布するので、そちらを参照のこと。)

### (3) 移転

排出枠の売り手は取引の約定後、買い手との間で合意された期間内に排出枠の移転を登録簿システム上で行う。また、資金決済については当事者間による合意の下、当事者間の責任において行う。

正しい種類・数量の排出枠が移転されたかどうか等の移転処理の結果は、売り手・買い手が登録簿システム上で確認する。

契約通りの移転がなされておらず、誤りがあると認められるときは、原則として当事者間で解決する。

#### (4) 移転期間

第2期自主参加型国内排出量取引制度においては、2007年4月1日～2008年3月31日を削減対策実施期間、2008年4月1日～2008年8月31日を調整期間と呼び、両期間を併せて移転期間と見なす。参加者は移転期間内に排出枠の移転を行うことにより、排出枠保有量の調整を行うことができる。

目標保有参加者の保有口座に初期割当量（JPA）が発行され次第、移転を行うことが可能になる。また、排出枠の移転は2008年8月31日18時に定められている目標保有参加者の償却期限（後述）前まで自由に行うことができる。

#### (5) 移転単位

排出枠は1t-CO<sub>2</sub>単位で移転をすることができる。

#### (6) コミットメントリザーブ

制度本来の目的である目標保有参加者におけるCO<sub>2</sub>排出の削減を確実に進めるため、目標保有参加者は、2007年4月に初期割当量（JPA）が交付された後、償却期限前までの間、常に「初期割当量 - 2007年度の排出削減予測量」分の排出枠を自己の保有口座に保有しなければならない。

#### (7) 償却

目標保有参加者は、調整期間である2008年4月1日から2008年8月31日18時までに、検証機関の検証を経た2007年度CO<sub>2</sub>排出量と少なくとも同量相当の排出枠を、自己の保有口座から償却口座に移転（＝償却）しなければならない。

償却には、JPA・jCERの2種類を用いることができる。

#### (8) 余剰排出枠の取扱い

償却期限後に、各参加者の保有口座に排出枠が残っている場合の当該排出枠（＝余剰排出枠）は、2008年度を排出削減実施年度とする本制度（「次回制度」という。）に繰り越し（バンキング）が全量認められ、次回制度の中においても取引・移転・償却等が可能である。バンキングを希望する参加者は、次回制度に参加した上、2008年9月1日～9月14日に定められているバンキング期間に所定の手続を経てバンキングを行う。

バンキング期間終了後、各参加者の保有口座に残っている排出枠は自動的に失効する。

(9) 排出枠償却義務を満たせない場合等の措置

以下の場合については、補助金適正化法第 17 条から第 21 条まで及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱に基づき、交付された補助金の全部又は一部の返還を命ぜられる可能性がある。

1) 排出枠償却義務を満たせない場合

- ・ JPA・jCER の償却量が、検証機関の検証を経た 2007 年度排出量に満たない場合
- ・ 返還額は原則として次式により決定される。ただし、設備補助交付額を上限とする。

$$\text{返還額} = \text{設備補助交付額} \times \frac{\text{排出枠償却の不足量}}{\text{2007 年度の排出削減予測量}}$$

この返還額は、補助金適正化法第 19 条第 1 項に規定する加算金のうち、設備補助の受領の日から、設備補助の交付決定の全部又は一部の取消しの日までの分を含んだ額とする。2) についても同じ。

2) 基準年度排出量又は削減対策実施年度（2007 年度）の排出量について、検証機関の検証を経て、

- ・ 検証結果が、「不適正」又は「意見不表明」の場合
- ・ 返還額は、原則として、設備補助交付額の 10%とする。ただし、初期割当量に対して 2007 年度の実排出量が超過しており、その超過量が 2007 年度の排出削減予測量の 10% よりも大幅に大きい蓋然性が高いと判断される場合等、返還額を設備補助交付額の 10% に止めることが妥当でないと考えられる場合には、返還額を増加させることができる。また、算定結果を確定できないことにつきやむを得ない事情があると認められるときは、返還額を減額又は免除することができる。

(10) 事業終了後の報告書等の提出について

2008 年 9 月 1 日～9 月 14 日に定められているバンキング期間終了後に、目標保有参加者及び取引参加者は、本事業において行った排出量取引の概要に関する報告書等を提出すること。様式は別途定める。

### 3. 問い合わせ先

---

#### (1) 本制度に関するホームページ

本制度用にウェブサイトを開設 (<http://www.et.chikyukankyo.com/>) し、以下の情報を掲載しておりますので、御参照ください。

- ・実施ルールや取引ルールなど、本制度に関する基本的な情報
- ・設備補助の募集要領など、設備補助に関する情報
- ・本制度や設備補助に関する各種申請・報告等の様式のダウンロード
- ・Q & A
- ・本制度に関する質問フォーム ( 環境省及び事務局に送信されます。)
- ・登録簿システムや電子取引システムのマニュアル

#### (2) 本制度に関する問い合わせ先

本制度に関する問い合わせは、上記ホームページの質問フォームから送信すれば、環境省及び事務局に送信されますので、極力そちらを御利用ください。

そのほか、本制度に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

##### 制度全般(設備補助を含む)に関する問い合わせ

環境省地球環境局地球温暖化対策課 E-mail : kyotomecha@env.go.jp

TEL : 03-3581-3351 ( 代表 ) 内線 6781 二宮、吉田

FAX : 03-3580-1382

##### 実施ルール・取引ルールや電子取引システム、排出量の算定に関する問い合わせ

(株)三菱総合研究所 ( 自主参加型国内排出量取引制度事務局 )

E-mail : et-pilot@mri.co.jp

##### 登録簿システムに関する問い合わせ

(株)NTT データ

E-mail : vet-help@am.nttdata.co.jp

##### 排出量の検証に関する問い合わせ

有限責任中間法人 日本 OE 協会 エンティティ部会事務局

E-mail oej-entity@jqa.jp